寄せられたご意見と回答(令和3年9月受付分)

令和3年9月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 店舗前の灰皿について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□居酒屋等が店舗前に灰皿を置いて喫煙所にしているため、取り締まってほし	
l V.	
■指摘の店舗については、9月15日に訪問し、責任者に意見を伝えた。また各	
店舗に対し、注意書きの掲示等の受動喫煙防止対策を講じるようお願いした。	環境対策課 環境推進担当
現行の「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」では、喫煙する際	
は周りの人にたばこの煙を吸わせないよう配慮すること、事業者は非喫煙者に	電話 03-5744-1366
たばこの煙を吸わせることがないよう必要な環境整備に努めることが定められ	
ている。こうした法令の内容を区民や事業者に理解していただけるよう引き続	
き必要な働きかけを行っていく。	

2 9月12日(日)正午頃の緊急速報メールについて

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□緊急速報メールが届き、内容を見て驚いた。次回からは事前にわかりやすく広	
報してほしい。	
■緊急速報メールは、気象庁又は地方自治体が発信する災害情報や避難情報を、	
携帯電話各社が対象地域に一斉配信するサービスであり、文字の大きさや色を発	
信者の任意で変更することができない。そのため、9月12日正午頃の緊急速報	防災危機管理課
メールでは、冒頭と文末に計3回「訓練」という言葉を繰り返し使用した。	防災危機管理担当
また区では、本訓練の実施に先立って、7月31日号の区報防災特集号や9月	(普及)
1日号の区報のほか、区設掲示板、区民安全・安心メール、ツイッター、LIN	電話 03-5744-1611
E、防災行政無線、広報車による巡回広報など、考えられる様々な手段を活用し	
て事前広報を行った。	
訓練時のメールの文章、訓練の周知方法については、意見を踏まえ今後改善を	
検討していく。	

3 小中学校施設の開放について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□学校施設の利用時に、「学校施設の開放における感染防止対策チェックリス	
ト」が遵守されていない団体がある。「利用中に大きな声で会話、応援等をし	
ないこと (近隣住民への音の配慮)」とあるが、大人も子どもも大変大きな声	教育総務課
で叫び、応援している。施設を利用する団体へ指導をお願いしたい。	教育地域力推進担当
■学校施設の利用にあたっては、近隣住民の皆様の迷惑とならないよう、	(施設活用)
十分配慮していただくよう注意喚起をしている。	電話 03-5744-1445
今回指摘いただいた点を踏まえ、学校及び当該利用団体へ注意喚起した。	
今後改善されない場合は、再度担当までご連絡いただきたい。	

4 羽田空港内で保護したサルについて

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
□羽田空港で捕獲されたサルについて、大切な命なので殺すことがないようお願	環境対策課
いしたい。	環境推進担当
■9月22日に羽田空港内で保護したサルは、同日、法令等に基づいた動物園 運営を行っている動物園に引き渡した。	電話 03-5744-1365
連名を打つている動物圏に引き使した。	